

各市町教育委員会教育長 様

愛媛県教育委員会教育長

新型インフルエンザに関する対応について（第8報）

このことについて、文部科学省から別添のとおり通知（第8報）がありました。

については、新型インフルエンザに関する対応に当たっては、このたびの別添文部科学省通知（第8報）の留意事項や別紙「学校における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ」等に基づき、管下の学校においても適切な対応がなされるように周知するとともに、当面の間、インフルエンザ様疾患が発生した場合は、下記により速やかに報告してください。

なお、本県においては、クラスターサーベイランスの運用をただちに開始することにしておりますので、保健所から市町教育委員会及び学校への連絡はありません。

記

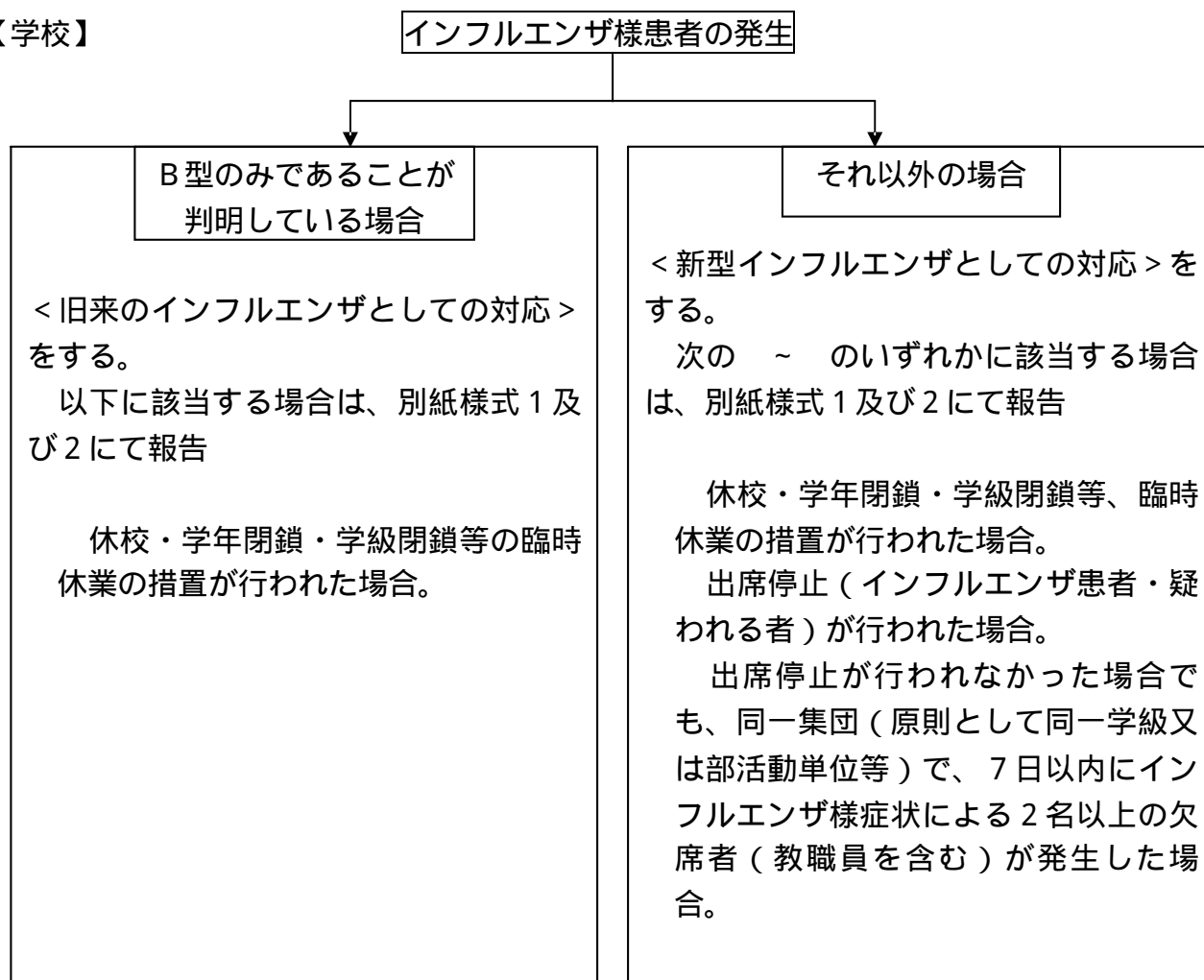
- 1 報告が必要な場合（次の ~ のいずれかに該当する場合）
  - 出席停止（インフルエンザ患者・疑われる者）が行われた場合。
  - 休校・学年閉鎖・学級閉鎖等、臨時休業の措置が行われた場合。
  - については、同一集団（原則として同一学級又は部活動単位等）において7日以内に2名以上の出席停止者が発生していないか確認する。（簡易迅速検査でB型が確定された場合は除外する）
  - 出席停止が行われなかった場合でも、同一集団（原則として同一学級又は部活動単位等）で、7日以内にインフルエンザ様症状（ ）による2名以上の欠席者（教職員を含む）が発生した場合。
    - 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状
    - 急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう
    - ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳
- 2 報告様式  
別紙様式1及び2「インフルエンザ様疾患の発生状況調書」による。
- 3 報告先（2箇所）
  - 管轄保健所
  - 当該教育事務所 教育指導係

【本件連絡先】

保健スポーツ課学校体育係089-912-1000（内2982）

## インフルエンザ様疾患の報告の流れ

【学校】



【報告先】 必ず電子データでご報告ください。

< 県立学校 >

管轄保健所

愛媛県教育委員会事務局 保健スポーツ課

nishio-shiki@pref.ehime.jp

< 市町立学校 >

管轄保健所

当該市町教育委員会 当該教育事務所 県教委保健スポーツ課